

平成29年

上砂川町議会議録

第4回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

平成29年第4回定例会

第1号(12月13日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
伊藤充章の第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	4
伊藤充章の第2回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	4
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会結果報告	5
議長の第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	5
議長の石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告	5
例月出納検査結果報告(9・10・11月分)	5
認定第1号 平成28年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について(認定)	5
認定第2号 平成28年度上砂川町水道事業会計決算認定について(認定)	5
町長行政報告	6
教育長教育行政報告	7
議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	7
議案第27号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	7
議案第28号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)	9
議案第29号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	11
議案第30号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	12
議案第31号 平成29年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)	13
休会について	14
散会の宣告	14

第2号(12月15日)

議事日程	15
会議録署名議員	15

開議の宣告	1 5
会議録署名議員指名について	1 5
一般質問	1 5
高橋成和	1 5
町長 奥山光一	1 6
越前等	1 7
住民課長 斉藤昭彦	1 8
建設課技師長 三原浩明	1 8
小澤一文	1 9
企画課長 浅利基行	2 1
吉川洋	2 2
建設課技師長 三原浩明	2 3
建設課長 佐藤康弘	2 3
議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	2 4
議案第27号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	2 4
議案第28号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）（原案可決）	2 4
議案第29号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）（原案可決）	2 4
議案第30号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（原案可決）	2 4
議案第31号 平成29年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）（原案可決）	2 4
調査第4号 所管事務調査について（許可）	2 5
派遣第3号 議員派遣承認について（承認）	2 6
年末挨拶	2 6
閉会の宣告	2 7

出席議員

議席 番号	氏 名	4 定	
		12.13	12.15
1	小 澤 一 文	○	○
2	越 前 等	○	○
3	伊 藤 充 章	○	○
4	吉 川 洋	×	○
5	数 馬 尚	○	○
6	堀 内 哲 夫	○	○
7	横 溝 一 成	○	○
8	高 橋 成 和	○	○
9	大 内 兆 春	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	4 定	
		12.13	12.15
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○	○
建 設 課 技 師 長	三 原 浩 明	○	○
住 民 課 長	斉 藤 昭 彦	○	○
福 祉 課 長	扇 谷 洋 子	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	4 定	
		12.13	12.15
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
書 記	藤 本 沙 希	○	○

平成 2 9 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 1 日）

1 2 月 1 3 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 0 時 5 4 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
1 2 月 1 3 日～1 2 月 1 5 日
3 日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 第 2 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（伊藤議員）
 - 3) 第 2 回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（伊藤議員）
 - 4) 第 2 回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告（副議長）
 - 5) 第 2 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
 - 6) 石狩川流域下水道組合議会第 2 回定例会結果報告（議長）
 - 7) 例月出納検査結果報告（9・10・11 月分）
- 第 4 認定第 1 号 平成 2 8 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
- 第 5 認定第 2 号 平成 2 8 年度上砂川町水道事業会計決算認定について
※ 決算特別委員会委員長報告
- 第 6 町長行政報告
- 第 7 教育長教育行政報告
- 第 8 議案第 2 6 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 第 9 議案第 2 7 号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 1 0 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 1 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 第 1 2 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）
※ 議案第 2 6 号～第 3 1 号までは、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

5 番	数	馬	尚
6 番	堀	内	哲 夫

◎開会の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は、吉川議員から欠席の届け出がありましたので、8 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 29 年第 4 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） 直ちに本日の会議を開きま
す。

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員
指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定に
よって、5番、数馬議員、6番、堀内議員を指名
いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（大内兆春） 日程第2、会期決定につい
て議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から
12月15日までの3日間にしたいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月15日までの3日
間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お
手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（大内兆春） 日程第3、諸般の報告を行
います。

議会議務報告を行います。報告事項につきまし
ては、それぞれ印刷してお手元に配付している
とおりでありますので、ごらんになっていただき、
報告にかえさせていただきます。

次、第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会及
び第2回砂川地区広域消防組合議会定例会の結果
報告について一括して報告を求めます。伊藤議員。

○3番（伊藤充章） 平成29年度第2回砂川地区
保健衛生組合議会定例会が下記のとおり開催され
ましたので、ご報告いたします。

日時でございます。平成29年11月27日午後2時
から。

場所でございます。砂川市役所議会委員会室で
ございます。

議件でございます。議案第1号 砂川地区保健
衛生組合の休日を定める条例等の一部を改正する
条例の制定について、議案第2号 平成28年度砂
川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めること
について、議案第3号 専決処分の承認を求める
ことについて、議案第4号 砂川地区保健衛生組
合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定に
ついて、報告第1号 事務報告書の提出について、
報告第2号 定期監査報告、報告第3号 例月出
納検査報告。

結果でございます。慎重審議の結果、各議件と
も全会一致、原案のとおり可決されました。

続きまして、砂川地区広域消防組合議会でご
ございます。平成29年第2回砂川地区広域消防組
合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご
報告いたします。

日時でございます。平成29年11月27日午後3時
より。

場所でございます。砂川市役所議会委員会室で
ございます。

議件でございます。議案第1号 砂川地区広域
消防組合の休日を定める条例等の一部を改正する
条例の制定について、議案第2号 職員の懲戒の
手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
の制定について、議案第3号 平成28年度砂川地
区広域消防組合会計決算の認定を求めることにつ
いて、議案第4号 専決処分の承認を求めること
について、議案第5号 専決処分の承認を求める
ことについて、議案第6号 砂川地区広域消防組
合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定に
ついて、報告第1号 監査報告、報告第2号 例
月出納検査報告。

結果でございます。慎重審議の結果、各議件と
も全会一致、原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（大内兆春） 次、第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果について報告を求めます。高橋副議長。

○副議長（高橋成和） 中空知広域市町村圏組合議会について。

標記の件につき、平成29年第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成29年11月30日木曜日午後2時からでございます。

場所につきましては、滝川市議会議場、滝川市役所の10階となっております。

議件でございます。報告第1号 専決処分について（北海道市町村職員退職手当組規約の変更）、報告第2号 定期監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告について、認定第1号 平成28年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成28年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成28年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成28年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 次、第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会と石狩川流域下水道組合議会第2回定例会の結果報告について私から行います。

平成29年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が開催されましたので、報告いたします。

日時、平成29年11月24日金曜日午前10時。

場所、滝川市議会議場、滝川市役所10階です。

認定第1号 平成28年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告について。

結果、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、報告いたします。

次に、平成29年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会が開催されましたので、報告いたします。

日時、平成29年11月24日金曜日午前11時。

場所、滝川市議会議場、滝川市役所10階です。

議件、選挙第1号 副議長の選挙について、報告第1号 専決処分について（北海道市町村職員退職手当組規約の変更について）、報告第2号 継続費精算報告について、報告第3号 定期監査報告について、報告第4号 例月現金出納検査報告について、報告第5号 平成28年度決算に係る資金不足比率について、認定第1号 平成28年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第1号 平成29年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第1号）。

結果、慎重審議の結果、副議長に赤平市議会、植村副議長を選任し、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、報告いたします。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の9月、10月、11月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（大内兆春） 日程第4、認定第1号 平成28年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第5、認定第2号 平成28年度上砂川町水道事業会計決算認定について議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会を設置いたしましてそれぞれ付議しており、その審査の結

果報告書が議長の手元に提出されております。決算特別委員長が本日欠席されておりますので、この議題を2件を一括して決算特別委員会副委員長に報告を求め、その後それぞれ採決してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

本件について副委員長の報告を求めます。越前副委員長。

○決算特別副委員長（越前 等） 決算特別委員会の審査報告をいたします。

本決算特別委員会に付託されました案件について審査の結果、報告書どおり結論を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議件は、認定第1号 平成28年度上砂川町一般会計及び特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計）決算認定についてと認定第2号 平成28年度上砂川町水道事業会計決算認定についてであります。

審査の経過は、平成29年9月13日の第3回上砂川町議会定例会において付託になりました全議件について、去る11月21日に本特別委員会の開催をし、地方自治法の規定に基づき提出された決算書並びに関係書類により、所管課長等から説明聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、認定第1号 平成28年度上砂川町一般会計及び特別会計決算と認定第2号 平成28年度上砂川町水道事業会計決算は、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大内兆春） ただいま決算特別委員会副委員長により、認定第1号及び認定第2号についてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

本件については全員により審議されておりますので、この際質疑、討論を省略し、採決してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号について、副委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成28年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定については、副委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

次、認定第2号について、副委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成28年度上砂川町水道事業会計決算認定については、副委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（大内兆春） 日程第6、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします平成29年第3回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでありますので、お目通し願います。

その他2件についてご報告申し上げます。初めに、砂川警察新庁舎の建設予定地について報告いたします。砂川警察新庁舎の建設予定地につきましては、過日道警本部の担当警視正が来町され、砂川市西1条南2丁目の砂川警察署豊沼連絡所が所在する民有地を取得し、交通機動隊分駐所の併設や警察関係団体が会議などを開催することができコミュニティースペースを設けた庁舎を建設するため、平成30年度北海道当初予算に用地取得費などの予算要求を行い、供用開始につきまして

は平成32年4月を予定しているとの説明を受けたところでございます。今後につきましては、道警本部と十分に協議を重ね、地域住民の安全、安心確保に努めてまいります。

次に、東京大学宇宙線研究所によります光センサー保護カバーの実証実験の再開について報告いたします。旧地下無重力実験センター立坑による次世代検出器、ハイパーカミオカンデの爆縮連鎖破壊防止のための光センサー保護カバーの性能評価実証実験につきましては、東京大学宇宙線研究所により平成28年2月から3月に実施されましたが、その後カバーの改良や新型カバーの開発に着手したことから、再び実証実験を行うこととなりました。実証実験の実施時期は明年平成30年2月26日から3月3日までの6日間で、実験回数は6回から8回を予定し、実験は前回同様60メートルから80メートルの水深でセンサーを破壊し、衝撃波による影響と防止実験が行われます。あわせて、平成29年10月1日に東京大学次世代ニュートリノ科学連携研究機構が発足し、ハイパーカミオカンデの実現を推進しており、文部科学省の学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想に最高の評価をもって掲載されたことから、予算化がされ次第ハイパーカミオカンデの建設に取りかかる予定であり、実現した場合、今回の実験のほかにも本町での浸水での実験が予定される見込みであります。また、今回の実験に来町いたします東京大学、亀田助教授のご協力を得て、明年2月23日に中学生以上を対象とした教育講演会も企画すべく協議をしておりますことを申し上げ、町長行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（大内兆春） 日程第7、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育長行政報告を申し上げます。

平成29年第3回定例会から本定例会まで特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書をごらんいただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎議案第26号 議案第27号

○議長（大内兆春） 日程第8、議案第26号と日程第9、議案第27号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8、議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてと日程第9、議案第27号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第26号及び議案第27号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与について、人事院勧告に準じた改定を行うため関係条項を改正するものであること。

次に、議案第27号、後ろから2枚目でございます。議案第27号 特別職の職員の給与に関する条

例等の一部を改正する条例制定について。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特別職の職員及び町議会議員の期末手当について、人事院勧告に準じた改定を行うため関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めますが、条例本文、別表の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、本文、別表の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第26号及び議案第27号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、一般職の月例給とこれに特別職及び議会議員の期末手当を含めた期末、勤勉手当について、平成29年人事院勧告に準じた改正を行うものでございます。

お手元に配付しております資料ナンバー1をごらん願います。初めに、人事院勧告の概要でございます。人事院では、官民給与比較の調査の結果、民間給与が国家公務員給与を上回ることになり、その較差是正のため、昨年度に引き続き給与の引き上げ勧告を行っております。主な勧告内容であります。1の平成29年給与勧告の概要にありますとおり月例給では平均で0.2%、金額にいたしまして若年層では1,000円程度、その他は400円程度の引き上げとなり、あわせて採用職員の初任給についても民間の初任給との間に差がありますことから、1,000円程度の引き上げとなるものであ

ります。また、期末、勤勉手当につきましても民間の支給状況に見合うよう0.1月引き上げることにより現行の年間4.3月が4.4月となり、引き上げ分を勤勉手当に配分するものであります。

なお、支給月数の内数といたしまして、本年度においては6月期に2.075月、12月期に2.325月を支給、次年度以降は6月期に2.125月、12月期に2.275月を支給することとし、既に支給済みである給料及び期末、勤勉手当に係る引き上げ分は実施時期である平成29年4月1日に遡及して支給するものでございます。

以上が改正の主な内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例中別表の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本文に参ります。初めに、議案第26号でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項ただし書中「100分の40」を「100分の45」に改める。

附則第7項中「100分の1.275」を「100分の1.425」に、「100分の85」を「100分の95」に改める。

別表第1、別表第3及び別表第4を次のように改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「及び附則第7項第2号」を削り、同条第4項中「附則第7項第2号において同じ。」を削る。

第17条第1項中「及び附則第7項第3号」を削り、同条第2項中「及び附則第7項第3号」を削

り、「100分の95」を「100分の90」に改め、同行ただし書中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

続きまして、議案第27号でございます。最終ページであります。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の207.5」を「100分の212.5」に改め、同行第2号中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

(上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 上砂川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の207.5」を「100分の212.5」に改め、同項第2号中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当に関する特例措置)

2 平成29年度に限り、12月に支給する期末手当の額は、改正後の条例の規定中「100分の227.5」とあるのを「100分の232.5」と読み替えて適用する。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第28号

○議長（大内兆春） 日程第10、議案第28号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第28号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,050万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月13日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林智明） それでは、議案第28号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、9款地方交付税1,437万1,000円の追加で、16億4,837万1,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

13款国庫支出金250万7,000円の追加で、1億9,739万6,000円となります。

2 項国庫補助金250万7,000円の追加で、4,802万6,000円となります。

14款道支出金1,010万円の追加で、1億2,752万9,000円となります。

2 項道補助金1,010万円の追加で、1,855万7,000円となります。

20款繰越金3,412万2,000円の追加で、1億100万7,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が6,110万円の追加で、29億7,050万円となります。

2、歳出、1款議会費11万円の減額で、4,261万4,000円となります。

1 項議会費、同額であります。

2 款総務費5,208万9,000円の追加で、2億6,232万6,000円となります。

1 項総務管理費5,042万3,000円の追加で、2億3,160万円となります。

3 項戸籍住民基本台帳費166万6,000円の追加で、1,984万6,000円となります。

3 款民生費188万2,000円の追加で、7億5,286万9,000円となります。

1 項社会福祉費188万2,000円の追加で、6億6,018万8,000円となります。

4 款衛生費658万5,000円の追加で、2億3,827万8,000円となります。

1 項保健衛生費584万5,000円の追加で、1億3,240万5,000円となります。

2 項清掃費74万円の追加で、1億587万3,000円となります。

7 款商工費60万円の追加で、5,203万7,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費428万9,000円の追加で、3億2,639万2,000円となります。

1 項土木管理費198万3,000円の追加で、1億188万円となります。

3 項住宅費230万6,000円の追加で、1億1,543万5,000円となります。

10款教育費230万5,000円の追加で、3億709万5,000円となります。

2 項小学校費78万5,000円の追加で、2億3,014万1,000円となります。

3 項中学校費80万円の追加で、3,949万7,000円となります。

4 項社会教育費72万円の追加で、949万4,000円となります。

13款職員費654万円の減額で、4億5,981万1,000円となります。

1 項職員費、同額であります。

歳出合計が6,110万円の追加で、29億7,050万円となります。

事項別明細書、8 ページ、歳出でございます。このたびの補正は、職員の会計間異動及び人勤に伴う人件費の精査と民間賃貸住宅建設費補助金が主な内容となっております。

3、歳出、1款1項1目議会費11万円の減額は、3節職員手当は人勤による精査で、9節旅費は道外政務調査費の精査であります。

2 款1項1目一般管理費282万5,000円の追加は、4節共済費、7節賃金は嘱託職員1名を採用したことによるもので、9節旅費、14節使用料及び賃借料は実績による増額で、12節役務費、電話料は庁舎内のネットワーク強靱化に伴う独立メール環境の設定による増額、郵便料は本年6月の郵便料値上げ等による増額であります。

9 目諸費85万円の追加は、道、町民税等の過誤納還付金と臨時福祉給付金、児童手当の返還金であります。

10目町民センター管理費50万円の追加は、燃料

費の高騰によるものであります。

11目地域振興費4,624万8,000円の追加は、現在2社が中央地区と鶉本町地区に建設中の民間賃貸住宅2棟16戸分に対し助成するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費166万6,000円の追加は、平成30年7月からの情報連携に伴うデータ標準レイアウトに対応するため、既存住基システム等の改修を行うものであります。

3款1項1目社会福祉総務費208万5,000円の追加は、障害サービス費報酬改定に伴うシステム改修費であります。

2目老人福祉費38万9,000円の減額は、敬老会事業の精査であります。

6目地域包括支援センター費18万6,000円の追加は、人勧による精査であります。

次ページであります。4款1項1目保健衛生総務費584万5,000円の追加は、水道事業会計に繰り出しするものであります。

2項1目じん芥処理費74万円の追加は、本町処分所に設置している移送ポンプフロートの修繕であります。

7款1項1目企業開発費60万円の追加は、誘致企業の撤退により現在使用されていない工場等の処理について困難事例が発生したことから、顧問弁護士の協力により処理等を進めるため相談料を計上するものであります。

8款1項1目土木総務費198万3,000円の追加は、下水道事業特別会計に繰り出しするものであります。

3項2目公営住宅建設費230万6,000円の追加は、職員の会計間異動及び人勧による精査であります。

10款2項1目学校管理費58万円の追加は電気料の大口契約の基本料金値上げによるもので、2目教育振興費20万5,000円の追加は平成30年度の道徳の教科化に伴い、道徳指導書及び教師用教科書を購入するものであります。

3項1目学校管理費、80万円の追加は、燃料費

は調理器具を灯油ボイラーからガス調理器に更新したことによる増額で、電気料については大口契約の基本料金の値上げによるものであります。

4項2目青少年対策費72万円の追加は、本町唯一の郷土芸能であります獅子神楽の衣装が長期使用により損傷していることから、今後の活動を支援するため衣装の更新費用を郷土芸能保存会に助成するものであります。

13款1項1目職員給与費654万円の減額は、職員の会計間異動、人勧の精査であります。

次に、6ページ、歳入であります。2、歳入、9款1項1目地方交付税1,437万1,000円の追加は、普通交付税の追加であります。

13款1項1目総務費補助金146万5,000円の追加は、国庫補助金の確定額を計上するものであります。

2目民生費補助金104万2,000円の追加は、歳出分の国庫負担2分の1を計上するものであります。

14款2項5目教育費補助金1,010万円の追加は、中央小学校大規模改修、照明LED化に係る道補助金2分の1を計上するものであります。

20款1項1目繰越金3,412万2,000円の追加は、前年度繰越金を全額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第29号

○議長（大内兆春） 日程第11、議案第29号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第29号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいます

ようお願いいたします。

平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ278万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,176万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月13日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第29号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、3款国庫支出金1,504万7,000円の減額で、1,219万1,000円となります。

1項国庫補助金、同額であります。

5款諸収入1,226万6,000円の追加で、1,227万1,000円となります。

2項雑入1,226万6,000円の追加で、1,226万9,000円となります。

歳入合計が278万1,000円の減額で、1億8,176万円となります。

2、歳出、1款総務費278万1,000円の減額で、1億8,160万5,000円となります。

1項総務管理費278万1,000円の減額で、1億8,037万7,000円となります。

歳出合計が278万1,000円の減額で、1億8,176万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、1款1項1目一般管理費278万1,000円の減額は、国保の都道府県化に伴うシステム改修の事

業内容の精査により事業費と負担区分が変更されたことによる組み替えで、13節委託料で263万5,000円の追加、19節負担金、補助及び交付金で541万6,000円の減額となるものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、3款1項1目国民健康保険事業費補助金1,504万7,000円の減額、5款2項3目雑入1,226万6,000円の追加は、歳出の精査に伴う事業費の減と当初全額国庫補助金であったものが国、道特別調整交付金に変更されたことによる組み替えでございます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第30号

○議長（大内兆春） 日程第12、議案第30号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第30号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

平成29年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,080万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月13日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第30号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、3款繰入金198万3,000円の追加で、9,168万4,000円となります。

1 項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が198万3,000円の追加で、1億4,080万5,000円となります。

2、歳出、1款下水道費198万3,000円の追加で、3,834万5,000円となります。

1 項下水道整備費198万3,000円の追加で、2,968万円となります。

歳出合計が198万3,000円の追加で、1億4,080万5,000円となります。

事項別明細書、5 ページ、歳出でございます。

3、歳出、1款1項1目総務管理費198万3,000円の追加は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金、補助及び交付金のうち退職手当組合分は人勸による精査で、19節負担金、補助及び交付金の石狩川流域下水道組合管理運営負担金につきましては、平成29年度負担金精査分であります。

次に、4 ページ、歳入であります。2、歳入、3款1項1目一般会計繰入金198万3,000円の追加は、一般会計繰入金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第31号

○議長（大内兆春） 日程第13、議案第31号 平成29年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議

案第31号 平成29年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(総則)

第1条 平成29年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成29年度上砂川町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、既決予算額1億3,396万2,000円、4,555万2,000円、補正予算額584万5,000円、584万5,000円、計1億3,980万7,000円、5,139万7,000円。

(支出)

科目、第1款水道事業費用、第1項営業費用、既決予算額1億3,396万2,000円、1億221万1,000円、補正予算額584万5,000円、584万5,000円、計1億3,980万7,000円、1億805万6,000円。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のとおり改める。

科目、職員給与費、既決予算額1,116万6,000円、補正予算額434万8,000円、計1,551万4,000円。

平成29年12月13日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第31号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。平成29年度水道事業会計予算実施補正計画書、収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益584万5,000円の追加で、

1億3,980万7,000円となります。

2項営業外収益584万5,000円の追加で、5,139万7,000円となります。

2目繰入金584万5,000円の追加で、4,949万7,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用584万5,000円の追加で、1億3,980万7,000円となります。

1項営業費用584万5,000円の追加で、1億805万6,000円となります。

1目原水及び浄水費149万7,000円の追加で、1,825万5,000円となります。

4目総係費434万8,000円の追加で、1,874万4,000円となります。

事項別明細書、3ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1目原水及び浄水費149万7,000円の追加と4目総係費、報酬235万2,000円の減額は月額報酬から日額報酬に切りかえたことによるもので、給料、手当等法定福利費につきましては職員の会計間異動と人勸による精査であります。

次に、収益的収入に参ります。収益的収入、水道事業収益、営業外収益、2目繰入金584万5,000円の追加は、一般会計繰入金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長（大内兆春） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日14日を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、明日14日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、15日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（散会 午前10時54分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 数 馬 尚

署 名 議 員 堀 内 哲 夫

平成 2 9 年

上砂川町議会第4回定例会会議録（第2日）

12月15日（金曜日）午前10時00分 開議
午前11時15分 閉会

○議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第26号 一般職の職員の給与
に関する条例の一部を改正する条例
制定について
- 第 4 議案第27号 特別職の職員の給与
に関する条例等の一部を改正する条
例制定について
- 第 5 議案第28号 平成29年度上砂川
町一般会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第29号 平成29年度上砂川
町国民健康保険特別会計（事業勘定）
補正予算（第1号）
- 第 7 議案第30号 平成29年度上砂川
町下水道事業特別会計補正予算（第
1号）
- 第 8 議案第31号 平成29年度上砂川
町水道事業会計補正予算（第1号）
※ 議案第26号～第31号は、質
疑・討論・採決とする。
- 第 9 調査第4号 所管事務調査について
- 第10 派遣第3号 議員派遣承認について

○会議録署名議員

5番 数 馬 尚
6番 堀 内 哲 夫

○開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成29年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議に入ります。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、数馬議員、6番、堀内議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（大内兆春） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 高橋成和 議員

○議長（大内兆春） 8番、高橋副議長、ご登壇の上ご発言を願います。

○副議長（高橋成和） 平成29年第4回定例会に当たり、通告しております第19期町政に向けて町長の今後の決意についてお伺いいたします。

奥山町長におかれましては、前町政より引き継ぎました財政健全化、人口減少問題という大きな難題を乗り越えるため町民みんなで取り組む町づ

くりを目指し、これまで町政運営のかじ取りを行ってきたところでございます。この4年間を振り返りますと、就任してすぐに政府においてまち・ひと・しごと創生法が制定されたことにより、平成27年には本町においても策定委員会を設置し、人口ビジョン及び総合戦略を策定し、現在に至っております。町長は、日ごろから危機感を持って、何もしない自治体には国は支援もしないし、手をかさないというお話を町民に対し強く訴え続けてまいりました。

町の一番の課題である人口減少問題につきましては、若年層の世帯の町外への転出を防ぎ、新たに定住させるために医療費の無償化、保育料の独自軽減、学校につきましては公設学習塾の開設、ICT授業の推進等の事業の充実を図り、高齢者、障害者に対する取り組みにつきましても除雪費の助成や現在も福祉計画において健康対策の充実を初め地域包括支援の推進、生活支援体制整備等の推進に取り組み、少しずつですが、世代を超えた全町民が地域づくりの主役になるという目標に向け成果があらわれてきているのではないかなと感じております。

今ある問題に目を背けず立ち向かい、将来に向けて何をしなければならないのかを明確にさせ、これまでも政府への中央要請活動にも積極的に取り組み、大型事業といたしましては消防庁舎の建てかえ、小学校の大規模改修、既存の町営住宅の改修等、防災に強い町を目指し、移住、定住対策に関しても住んでもらえる町づくりを重点目標に掲げ、着実に成果を上げてまいりました。

総合戦略につきましては、策定されたばかりですが、昨年度におきましてはシェアハウスが完成し、多世代交流拠点施設、まちの駅ふらっとの建設等、着実に将来に向けて定住対策や町なかのにぎわいの創出についての土台づくりを育てられ、ようやく第一歩を進み出そうとしているのではないかなと思います。最近中央地区の旧消防庁舎跡地にコンビニエンスストアが新たに

建設され、民間賃貸住宅も建設が始まりました。この短期間で町なかの雰囲気が一変し、明るい兆しが見えてきたように誰もが感じております。

奥山町長の評価につきましては、我々議会も含め全ての町民に対して隅々までの気配り、そして丁寧な対応で的確に指導しているのが支持を得ている大きな要因であり、その功績について多くの方々が評価しているのではないかなと感じておりますし、心から敬意を表するものであります。

本町は自主財源が乏しく、地方交付税に依存している現況下での町政運営を進めていくのは大変厳しい状況ではありますが、今ようやく町の将来像が町民に浸透し、スタートラインに立ったばかりで、奥山町長にはまだまだやり残されたことがあるかと思えます。引き続き町内外の方々とのつながりを大事にさせていただき、他市町にはない新たな施策の実現に向け町民とともにアイデアを出し合っ、この難局を乗り越えていかなければなりません。上砂川町民の負託に応え、夢と希望に満ちた輝く町の創生を実現するため、引き続き町政運営のかじ取りをされることを強くお願いするものであり、来期への決意をお伺い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの8番、高橋副議長の質問に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 8番、高橋議員の第19期町政、次期町長選に向けての立起についてお答えいたします。

私の町長としての任期も余すところ4カ月余りとなりました。私は、平成26年4月に多くの皆様方のご支援を賜り、第18期町政を担うべく町長に就任をさせていただきました。以来3年8カ月にわたり選挙の際に皆様にお約束をいたしました公約や第6期町づくり計画、さらには平成27年に策定いたしましたまち・ひと・しごと総合戦略に基づき町政の重要課題であります人口減少問題や少子高齢化問題、そして効率的な行財政運営に歴代

の町長がそうであったように職員とともに課題解決に向け着実に、そして私なりに積極的に町政執行に当たってまいりました。ただいまは、これまで取り組んでまいりました各種施策の推進に当たり、大変身に余る評価をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

具体的な施策の実行につきましては、議員のご質問の中でも触れておりましたが、高校生以下医療費の無料化、保育料の独自軽減、学力向上対策としての公設学習塾の開設などの子育て支援対策や除雪費用の一部助成、見守り対策などの高齢者支援対策を中心に、また誘致企業を初め地元商工業者の振興、発展、育成にも取り組んでまいり、1期目の公約はおおむね達成できたものと考えております。このことは、私だけの思いでなし遂げたものではなく、多くの町民の皆さんや議長を初め議員各位のご理解、そして職員の協力、さらには私が町長に就任後採用いたしました地域おこし協力隊の皆さんの積極的な活動により進めることができたものと改めて心からお礼を申し上げます。

また、上砂川町をより多くの方に知ってもらうために町のホームページでのPR活動に努めてまいりましたが、直接出向いて町のPRをすることも大変重要であるというふうに考え、道庁はもちろんでございませうけれども、国の各省庁、国会議員のもとへ直接町のトップセールスとして駆けめぐることにより貴重なパイプや人脈が築くことができ、いろいろな場面で新しい情報やアドバイスを得ることもでき、このことにより新たな事業展開も図られたというふうに考えております。

さて、本町の人口は3,100人台まで減少し、高齢者割合は49%を超え、その進展は著しく、非常に厳しい状況にあります。自己評価ではありますが、新たな事業展開により少しずつではありますが、町はよい方向に変わりつつあり、将来に向け夢と希望への基盤ができ上がったものと考えております。

来年度以降の19期町政における行政運営につきましては、本年度をスタート年とする第7期町づくり総合計画や平成27年に策定し、折り返しを迎えましたまち・ひと・しごと総合戦略に基づき進めていくこととなりますが、自主財源が乏しく、脆弱な財政基盤の抜本的な対策をとれない本町にあっては、地方交付税の動向いかんによっては大変厳しい行財政運営を強いられることも想定され、上砂川町を守るためこれからの難局をどのように乗り切るのか不安があるのも事実であります。その上で、19期町政への立起に関しましては、前段申し上げましたが、町民と町議会のご協力を得て、次のステージへの基盤ができつつあります。人口減少対策のための移住、定住施策や少子高齢化の対策、商工業などの産業育成対策など人口減少に負けない夢と希望が持てる上砂川町の創生に向けた町づくりをさらに推し進めなければならないというふうに考えております。皆様方のご理解が得られるのであれば、私自身全身全霊を傾け、これまで築き上げた基盤をもとに次のステージに進むため引き続き町政を担うべく2期目に挑戦をしたいと考えておりますことを申し上げ、私からのお答えとさせていただきます。

以上でございませう。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○副議長（高橋成和） ありません。力強い決意表明ありがとうございました。頑張ってください。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 越 前 等 議 員

○議長（大内兆春） 次、2番、越前議員、ご登壇の上ご発言を願います。

○2番（越前 等） 通告書に基づき一般質問をいたします。質問に対して適切な答弁を求めます。

第1に国民健康保険税についてお伺いします。平成30年より国民健康保険は都道府県化に伴い保

険者が北海道に移行するということになります。既に北海道での各市町村別に算定が行われていると聞いております。各市町村において保険税の住民負担が増減するなど住民に不安と戸惑いが出ていると聞いております。そこで、お伺いします。

1、上砂川町において保険税は住民1人当たりの金額がどのような算定になっているのか、現行金額からの増減を伺いたい。また、住民負担がふえるのであれば、上砂川町としてどのような対応をとり、周知するのか伺いたい。

2、他市町によっては国保財政調整基金など基金をつくり、今後の国民健康保険事業への対応を負担する自治体があると聞かすが、当町ではどのような考えか伺いたい。

第2に除排雪問題についてであります。12月に入り、数回の除雪出動が行われているものと思います。冬期間住民が安全で安心して暮らせる町づくりを行うことは行政の大きな役割であり、責任だと考えます。近年では11月に4年連続で大雪が降るなど気温の変化に伴う異常気象が問題視され、当町でも除排雪等の対応に一層の注意が求められていると思います。この除排雪問題に関しては第1回定例会で質問を行いました。私の質問からの答弁で積雪15センチ以上での除雪出動という答弁がありました。そこで、お伺いします。

他市町村では除雪出動基準が10センチという自治体が多く見受けられることから、当町においても出動基準を15センチから10センチに変更し、住民の冬期間の雪道の安全、安心を今以上に確保していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上2件、答弁をよろしくお願いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの2番、越前議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、斉藤住民課長。

○住民課長（斉藤昭彦） 2番、越前議員の1件目のご質問、国民健康保険税についてお答えいたします。

初めに、国民健康保険の都道府県化につつま

しては、国保の構造的な課題や市町村個別の課題を解消するため平成30年度から都道府県が国保財政の運営主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など制度の安定化を目指すものであります。国保税の算定に当たりましては、市町村が都道府県が定めた国保事業費納付金を納めるため都道府県から示された標準保険料率を参考に決定することになりますが、保険税が大きく増減する市町村に対しては激変緩和措置を講じることとなっております。

ご質問の1点目、国保税の算定状況と周知方法についてであります。納付金及び標準保険料率の算定については現在北海道において試算を進めているところで、来年2月上旬に市町村の納付金及び標準保険料率が確定し、公表される予定となっております。本町といたしましては、今後北海道から示される国保事業費納付金及び標準保険料率を参考に決定してまいりたいと考えておりますことから、住民周知につきましては住民の皆様へに混乱が生じぬよう保険税の増減にかかわらず制度の改正内容などにつきましても広報紙などで啓発してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、北海道に納付する事業費納付金につきましては、これまで同様町から空知中部広域連合に分賦金として納付し、空知中部広域連合から北海道に納付されるものであります。

次に、2点目の国保財政調整基金などの設置と国保事業への対応についてであります。本町におきましては既に国民健康保険基金を設置し、これまでも国保の運用に活用しており、現在も7,320万円の基金を保有しておりますことから、この基金を活用し、国保の安定運営に努めてまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） 次に、三原建設課技師長。

○建設課技師長（三原浩明） 2番、越前議員の2件目のご質問、除排雪問題につきましてお答えいたします。

初めに、本町の除排雪体制につきましては、平成29年第1回定例会においても説明いたしました。冬期間の暮らしを快適に過ごし、住民生活に支障が生じないよう町有除雪車8台、委託除雪車3台の計11台の除雪車により除排雪体制を構築し、夜間の除雪作業は通常15センチメートルの降雪を基準に午前1時30分から主要幹線道路及び生活関連道路等の通行を確保するため、町道113路線29.5キロメートルと団地内道路及び私道等5.4キロメートルの総延長34.9キロメートルを除排雪要領に基づき実施しているところであります。これに従事する除雪オペレーターにつきましては、夏は道路維持作業を行う通年雇用の除雪運転手2名、冬期間のみの臨時除雪運転手5名、委託路線の除雪運転手3名と除雪作業員2名、職員1名及び嘱託職員1名の計14名体制で除排雪業務に当たっております。今年度の除雪状況ですが、例年になく降雪が続き、除雪回数は11月に5回、12月8日までには4回の計9回夜間出動をしており、排雪もあわせて実施しているところであります。また、高齢化が進む本町の除排雪問題は大きな課題であり、特にトラック除雪が通過した後に雪が残る住宅の入り口につきましても各除雪車間で連絡、連携を図りながら雪処理の対処をしているところであります。

ご質問の除雪出動基準を15センチメートルから10センチメートルに変更できないかについてであります。議員ご指摘のとおり近隣市町の多くは10センチメートルを基準としており、15センチメートルを出動の目安にしているのは本町と浦臼町のみであります。本町においては、深夜の零時に積雪を確認し、基準を超えている場合や通勤、通学時間までに基準に達すると見込まれる場合において午前1時30分から出動しており、また基準を超えていない場合においても雪質やその気象状況を考慮して臨機応変に除雪を実施するとともに、気象の変化に対するため朝方まで積雪監視を行い、随時作業員を招集し、通学路を優先して除雪

を行っております。本町におきましては、15センチメートルの基準で対応しておりますが、きめ細かな除雪出動や排雪作業の実施により近隣市町に比べましても道路の除排雪が行き届いているものと考えております。このことから、出動基準につきましては現行どおりといたしますが、冬期間の雪道の安全、安心を確保するために万全を期し、冬期間の暮らしをより住みやすくするため限られた予算内で効率的な除排雪に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○2番（越前 等） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 小澤 一文 議員

○議長（大内兆春） 次、1番、小澤議員、ご登壇の上ご発言を願います。

○1番（小澤一文） では、通告に従いまして、一般質問いたします。

初めに、移住、定住対策についてお尋ねします。9月第3回定例会において民間賃貸住宅建設費助成制度が策定され、本町の移住、定住対策の新たな切り札になり得る事業が立ち上がりました。本事業による支援の民間賃貸住宅の建設が始まり、町内外の多くの20代から40代の若年層に対して本町への移住、定住に関心を持つ機会をもたらしました。町外在住でありながら、就業先が本町にある人、また本町に何かと縁のある人などさまざまな人たちが民間賃貸住宅の建設に注目しているのではないのでしょうか。私は、ぜひ本町への移住、定住を希望されることに大いに期待をするとともに、本町が抱える重要課題の一つとしてさらなる支援策を提案し、移住、定住を強く推進したいと考えていますが、まず現在建築中の物件を含め本事業による支援がどのくらい見込まれているのか

お尋ねいたします。また、補助期間が2カ年、補助戸数が20戸、補助金上限6,000万円としていますが、この補助制度の期限内に戸数を超えて申請が仮にあった場合の対応についてはどう考えているのかお尋ねします。

現在本町はシェアハウスのオープン、そしてローソンの出店や多世代交流施設ふらっとの建設と続き、町内外からにわかに注目されています。ならば、今こそ移住、定住対策として新たな支援策を検討し、早期の実現を目指すべきではないでしょうか。なぜならば、政府は子育て支援の教育負担の軽減や2020年度までに幼児教育の無償化を実現する方向で取り組むとしています。それは、長年本町が取り組んできた子育て支援、子育て世代支援事業の一部見直しを迫られることになり、その対応としていち早く新たな支援策を打ち出す必要があるからです。とりわけ移住、定住、就業の魅力ある持続可能な政策の実現を急ぎ、近隣市町村にはない新たな上砂川町の魅力として発信することが極めて重要な取り組みになると考えます。

一方、本町への移住、定住の活性化を促すために貢献し得る新たな支援策として、民間賃貸住宅向けに家賃助成制度の導入を検討すべきです。他市町村から本町に移住をした住民を対象に家賃の一部を助成する制度です。民間賃貸住宅建設費助成制度による民間賃貸住宅の建設を最大限に活用することで、実効性の高い移住、定住政策が構築します。さらに、民間賃貸住宅の建設を受けて、移住を考えておられる20代から30代の世代はおおむね所得が低く、家賃の助成は非常にインパクトのある支援策となり、移住を決める大きな判断材料になることには間違いありません。所得の制限など一定の条件を設ける必要がありますが、本町の支援策でもあります上砂川町移住者奨励金とあわせての政策となれば、実に特色のある移住、定住、就業対策ができ上がります。また、第7期上砂川町総合計画に基づく人口減少対策は、初年度における取り組みがまことに重要と言わざるを得

ません。まずは、移住から、そして定住へと移住、定住、就業対策を強化し、万全な支援策を打ち出し、前期目標値の達成を目指す必要があります。新たな上砂川町の魅力を発信するこの民間賃貸住宅に対する家賃助成制度についての所見を求めます。

次の質問に移ります。移住、定住政策は、全国津々浦々、大小問わず多くの自治体はその対策に全力で取り組んでいます。こうした中であって、全国的には北海道に住んでみたい、都会より自然豊かな田舎で暮らしてみたい、夏は涼しい地方で過ごしたい、ふるさとに帰って暮らしたいなど、こんな希望を持っている人が大勢おられるはずで、私どもは、この大勢に対して本町の一番の魅力を伝えなければなりません。本町を本町らしく本町のやり方でPRすることが常に求められてきました。こうした観点からSNSを活用し、PR動画の制作やホームページの充実を進めてきたところと承知しています。

また、本町をPRする上で欠かせないものの中にキャッチコピーがあります。キャッチフレーズとも言われていますが、現在ではロゴマークとともにPRの重要なマストアイテムになっています。言葉、文字の力によって本町を紹介し、そのイメージをかき立てるものであります。千葉県流山市では、人口減少対策として平成22年から「母になるなら、流山市」というキャッチコピーを使ったポスターを使い、移住、定住対策に取り組んできました。途中経過は省略しますが、昨年人口増加率が7.4%となって、全国的に注目されました。流山市では、ポスターを見て即移住という人はいないが、流山市を知ってもらおうきっかけになっていると話をされています。まずは、町を知ってもらうことが大切です。ポスターであれ、キャッチコピーであれ、全国1,741市区町村の中から本町を選んでもらうことは簡単なことではありません。ただ、本町を知ってもらおうきっかけとなるのであれば、十分に検討する価値がキャッチコピ

一にはあるものと考えます。

そこで、本町のキャッチコピーを調べました。3つ紹介します。1つ、「ちいさいマチのでっかい魅力」。本町の元気、やる気を前面にアピールしたキャッチコピーだと思います。主に町広報に掲載されています。

2つ目、「大好きな笑顔がここにある、上砂川町」。ほっこりとして、いい感じですが。本町のホームページに掲載されています。

3つ目、「小さくても健康的で元気な明るい町、住民の総意により学び、働き、憩う快適な人間環境の創造」です。

では、質問いたしますが、今紹介しました3つのキャッチコピーができた経緯をお尋ねします。

さて、ご当地キャラクター、ゆるキャラ全盛期の現代において、かつてしーたんと呼ばれたマスコットキャラクターが幻となった今、本町はもっと町民が支持するキャッチコピーを最大限に生かし、移住、定住政策にもつながるPRを堂々と打つべしと申し上げます。最後に、今後の移住、定住対策に鑑み、本町においてはキャッチコピーの活用についてどうお考えか所見を求めて、質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの1番、小澤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） 1番、小澤議員の1件目のご質問、家賃助成制度についてお答えいたします。

初めに、民間賃貸住宅建設費助成制度ではありますが、町内にある町で管理する単身者住宅が48戸ありますが、低家賃の設定もあり、常に満室の状態のため、町内企業に勤める従業員や町外からの入居に応えられず、特に単身者向け住宅が不足している状況にあることから、建設費の一部を補助することにより低家賃の民間賃貸住宅の建設促進を図るため制度を創設したところであり、現在この制度を活用し、2社が中央地区に1棟8戸、鶴

本町地区に1棟8戸の計2棟16戸が建設中で、年度内に完成する予定であります。

議員ご質問の本事業による支援につきましては、補助対象建設費、2棟合わせて1億2,582万円に対し、4,624万8,000円を補助する予定であり、本定例会において補正予算を計上したところであります。

また、補助期間が2カ年で、補助戸数が20戸、補助金上限額が6,000万円となっており、この補助制度の期限内に戸数を超えて申請があった場合の対応についてのご質問であります。20戸に達した時点でこの補助制度は終了とすることとしており、今後は世帯向け住宅の建設費助成制度の制度化についても検討していきたいと考えております。

次に、本町への移住、定住の活性化を促すために貢献し得る新たな施策として、民間賃貸住宅向けに家賃助成制度の導入を検討すべきとのことですが、現在移住、定住施策として保育料の軽減や公設学習塾、ICT教育などの子育て支援施策や除雪サービスなどの高齢者施策についても他市町に引けをとらない内容で実施しております。また、住宅を新築した場合150万円、中古住宅を購入した場合50万円を支援する移住定住者奨励金制度や町外の方が転入し、町内の事業所に正社員として就職した場合、または町外の方が既に町内の事業所に正規社員として就職しており、町内に転入した場合に支援する就業者移住定住奨励金制度を実施してきたところでありますが、本町の最大の課題であります人口減少問題を抑制するまでに至っていない状況にあります。小澤議員の民間住宅向け家賃助成制度を導入してはとのことにつきましては、移住、定住を進める上で大変貴重なご提言でありますので、現在建設中の民間単身者住宅の入居状況や誘致企業等の通勤手当、住居手当の支給状況、既存単身者住宅の家賃の状況等を勘案し、家賃助成制度について検討しているところでありますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

次に、2件目のキャッチコピーの活用についてお答えいたします。本町の魅力を発信するためこれまでパンフレットやポスター、PR動画などを作成してきたところであり、キャッチコピーについても本町を知ってもらうための一つのコンテンツであると認識するところであり、本町を知ってもらえることによって移住、定住、さらにはふるさと納税へとつながるものと思うものであります。

小澤議員ご指摘のキャッチコピーができた経緯ではありますが、1つ目の「小さいマチのでっかい魅力」、こちら平成26年度に新たにPR用ポスター及び観光パンフレットを作成した際にタイトルロゴとして使用したものであります。2つ目の「大好きな笑顔がここにある、上砂川町」は、平成27年度にホームページのリニューアル時にプロポーザルによる委託業者から提案されたものを取り入れたものでございます。3つ目の「小さくても健康的で元気な明るい町、町民の総意により学び、働き、憩う快適な人間環境の創造」は、国や道の各市町村の紹介サイトで使用されているもので、3点ともキャッチコピーとしてではなく、ポスター等の制作に伴い、その内容にあわせたタイトルとして使用したものであります。

また、マスコットキャラクターについてでございますが、かつては無重力実験センターの落下カプセルが、現在ではしーたんがカントリーサインとして使われておりますが、無重力実験センターの廃止やシイタケの生産量の減少により衰退しており、これにかわるものが見出せない状況にあります。議員ご質問の今後の移住、定住対策に鑑み、本町におけるキャッチコピーの活用については、町をPRすることの一つの手法であると思っておりますし、上砂川町を知ってもらうことが移住、定住対策の第一歩であると考えておりますので、今後議員や町民の皆様からのご提言やご意見をいただきながら検討してまいりたいことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。小澤議員。

○1番（小澤一文） 再質問ではありませんけれども、前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。ぜひ実現していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 吉 川 洋 議 員

○議長（大内兆春） 次、4番、吉川議員、ご登壇の上ご発言を願います。

○4番（吉川 洋） 第4回12月定例会の通告に基づきまして、冬期間の除雪体制と今後の見通しについて質問いたします。

ことしの冬は、昨年と違い、11月下旬から大雪が降り、除雪に追われる日々を過ごしている家庭が多いようでございます。このような中、去る12月6日の北海道新聞朝刊の1面に除雪、細る担い手、道内求人倍率、建設業高どまりという記事が載っていました。まさに除雪体制の現状の厳しさがうかがえるものとなっており、全道的に自治体における除雪体制の今後の安定的な維持の難しさを訴えております。

このような中、上砂川町における除雪を担っている町内業者を考えると、中小事業者が多く、大変厳しい状況ではないかと考えられます。冬期間だけの作業員並びに重機等のオペレーターを都合よく雇用するわけにはいかず、フルシーズンの雇用保証をしなくてはならないと聞いております。また、賃金、就業時間等の労働環境の改善も求められ、大変厳しい状況のようであります。

今冬期間も含め将来にわたり安定的な除雪体制を確保するためには、除雪作業にかかわっている作業員を初め業者においても無理をせずに安定的に事業の運営をできるように行政当局としても配慮をすべきと考えるところでございます。特に当

町においては高齢化率が高く、冬期間の生活環境の保持には行き届いた除雪が欠かせないものと思われま。また、通学時を含めた歩行者の交通安全を守るためにも適切な除雪の対応を求められると考えております。このように冬期間における地域住民生活へ大きく影響する除雪体制の現状はどのようなになっているのか、また将来も安定的な除雪体制を確保するために業者に対する対応を含め町としてどのように考えているのかをお聞きして、質問いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの4番、吉川議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。三原建設課技師長。

○建設課技師長（三原浩明） 4番、吉川議員のご質問、冬期間の除雪体制と今後の見通しについてお答えいたします。

初めに、本町の除排雪体制につきましては、2番、越前議員のご質問でもお答えしましたが、町有除雪車8台、委託除雪車3台の計11台と除雪オペレーター等14人体制により主要幹線道路及び生活関連道路等の34.9キロメートルの除排雪を実施しております。

次に、除排雪体制と今後の見通しについてですが、さきに述べましたとおり、現在町が直接雇用する臨時職員を主体に3社に委託する除排雪体制となっております。近年町が直接雇用する臨時職員の高齢化に加え、人材確保が困難な状況となっていることから、安定した除排雪体制を確立し、冬期間の生活道路の安全確保に努めていくことを目的に全面的な民間委託について建設業協会を通じて協議会を設け、検討をしてまいりましたが、委託化は難しい状況であり、当面は現行どおりの除雪体制の構築を図ってまいります。

議員の1点目のご質問、冬期間における地域住民生活への大きく影響する除雪体制の状況はどのようなになっているかにつきましては、深夜や休日など不定期に除雪作業を強いられる労働環境の悪さによる人材確保、担い手不足が最大の課題であ

り、現在受託している業者においても職員の高齢化やオペレーター等の人材確保に苦慮しているのが実態であります。

議員のご質問の2点目、将来も安定的な除排雪体制を確保するために業者に対する対応を含め町としてどのように考えているのかにつきましては、冬期間の生活環境の保持には行き届いた除排雪は欠かせないもので、通学時を含めた歩行者の交通安全を守るためにも適切な除雪が必要であり、今後も安定的な除排雪体制の構築に向け業者と連携し、人材確保とオペレーターの育成に努めてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。吉川議員。

○4番（吉川 洋） ただいまの答弁の中に安定的にするために委託化を考えたが、困難でありましたというふうに答弁ございました。委託化が困難になった主な理由をもしお答えできるならば、していただきたいと思います。

○議長（大内兆春） 技師長でいいのかな。佐藤課長。

○建設課長（佐藤康弘） それでは、私のほうからお答えさせていただきますけれども、先ほどの説明の中で建設業協会を通じて町内企業の皆さんに集まっていただきまして、検討会を開きました。その中で、やはり企業においても職員、オペレーターの高齢化やオペレーターの確保に苦慮しているということで、そういうことで全体的な中では取り組めないという回答がありました。その中で、今除雪を行っておりません増原工務店や佐藤板金工務店などにも声がけをしましたけれども、そのような除雪体制に取り組むのは困難という回答をいただいたところでございます。

○議長（大内兆春） ただいまの再答弁でよろしいですか。

○4番（吉川 洋） はい、ありがとうございます。今後も協会との密な連絡をとりながら、安定

的な除雪とれるようお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（大内兆春） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第26号 議案第27号 議案第28号
議案第29号 議案第30号 議案第31号

○議長（大内兆春） 日程第3、議案第26号から日程第8、議案第31号については既に提案理由並びに内容説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第27号 特別職の職員の給与に

関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第28号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第29号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 平成29年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第30号 平成29年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 平成29年度上砂川町

下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第31号 平成29年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 平成29年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第4号

○議長（大内兆春） 日程第9、調査第4号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、総務文教常任委員長及び厚生建設常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第72条及び第74条の規定により所管事務調査と閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第3号

○議長（大内兆春） 日程第10、派遣第3号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎年末挨拶

○議長（大内兆春） 以上で今定例会に付議されました案件については、全て終了いたしました。

ことし最後の議会でございますので、ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思っております。町長。

○町長（奥山光一） ご指示によりまして、平成29年の最終議会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

いつも申し上げておりますが、ことしも早いもので12月定例会の閉会を迎えるところであります。この1年間、大内議長を初め、議員各位には大変厳しい環境の中でありまして、山積する本町の抱える諸課題の解決に向け、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、本会議並びに各委員会におきまして提案いたしました各案件につきましても真摯なご審議を賜り、全議案について原案どおり可決、決定をいただき、まことにありがとうございました。

本年2月に町議会議員選挙が行われ、大内議長を中心とした新しい上砂川町議会の体制が誕生いたしました。議員各位におかれましては、これまで同様本町の抱える諸課題の解決に向け、さらなるご尽力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げますところでございます。

さて、例年になく大雪の中で本定例会を迎えたわけですが、改めてことし1年顧みますと、ことしは4月に発生いたしました九州北部豪雨、

同じく7月に発生した秋田県豪雨災害を初め、台風などによる異常気象等による大規模災害が多く発生した年であり、本町においても9月の台風による暴風雨により倒木等の被害があり、国民の不安は増している中、北朝鮮による相次ぐ弾道ミサイルの発射によりJアラートが2回発動するなど、国民の財産と身体と生命を脅かす災害のみならず、北朝鮮への不安も大きな課題を残す1年ではなかったかと思うところであります。

また、国政においては、10月の衆議院議員総選挙が行われ、ご承知のとおり自公連立政権が継続することとなりました。第4次安倍内閣が発足したところでありますが、厳しい地方行政の置かれる状況、さらには豊かさが感じられる国民生活を鑑みた政策の推進がなされるよう大いに期待をしておりますが、本日税制改正大綱、これが発表されておりましたが、その内容を見ますと増税ばかりで、国民生活に不安を残す内容ではないかと思うところであります。

さて、本町の状況でございますが、依然として急激な人口減少、これに伴う少子高齢化の進展が行政最大の課題となっており、脆弱な財政基盤の中、これらの重要課題への対応と町民生活基盤の確保に向けた行政運営が求められております。これらの課題に対しましては、本年度からスタートした第7期総合計画、さらにはまち・ひと・しごと総合戦略に基づいて新しい町づくりに積極的に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。本年2月にオープンしましたシェアハウス、さらには11月に完成しましたまちの駅ふらっと、さらには中央小学校の大規模改修事業やソフト事業としての小中学校でのICT活用授業などこの1年取り組んでまいりましたが、中央地区のコンビニエンスストアの出店により町の中の人の動きが変わり、先ほど冒頭の答弁でも申し上げましたが、わずかではあります、にぎわいのある町へと変わりつつあるというふうに考えております。

しかしながら、依然として本町を取り巻く環境は厳しい状況にあります。多くの課題を抱えての町政運営が見込まれますが、町民、議員の皆さん、そして職員の力をかりながら、あすの上砂川のために、全町民のために全力を尽くしてまいりたい、そのように考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

私の任期も残り4カ月余りとなってまいりました。議員各位には、これまで同様住民代表として本町の発展、振興にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げながら、年末年始、くれぐれもお体に気をつけていただきながら新年を迎えていただきたい、このように考えますことを申し上げます。本年議会の閉会に当たっての挨拶と申し上げます。この1年間、本当にありがとうございました。

○議長（大内兆春） 町長、まことにありがとうございました。

私からも一言ご挨拶を申し上げます。本年最後の第4回定例会も皆様のご協力によりまして無事終了いたしました。心よりお礼を申し上げます。

本年を振り返りますと、今後に不安を残すことが多くあった年と感じております。国外では、隣国の北朝鮮でたび重なる核実験が行われ、また8月29日と9月15日、弾道ミサイルが発射され、日本上空を通過に伴いJアラートの発令音が携帯電話等から鳴り響いたときには皆さんも驚かれたことと思っておりますが、依然として平和の不安は増すばかりです。国内では、10月に衆議院議員総選挙が行われました。相次ぐ大臣の失言、森友、加計学園などがあり、当初は自民党劣勢の声もありましたが、結果として自民党が圧勝しました。何はともあれ、地方の景気回復と活力が出る政策、そして国民の多くが安心して暮らせる政治を早急に実践することを望むものであります。

こうした中、明るい話題の一つとして、10月26日にプロ野球のドラフト会議が開催されましたが、高校通算111本本塁打を記録した早実のスー

パー高校生、清宮幸太郎選手を7球団の競合の結果見事北海道日本ハムファイターズが交渉権を獲得し、先日入団が決定され、来年以降の活躍に大いに期待するものであります。

さて、町内ではことし2月に町議会議員選挙があり、無投票でありましたが、18期町議会が始動いたしました。9名の議員のうち2名が初当選と新鮮な構成となり、理事者と私ども議員が一丸となって町民の皆様が安心して暮らせる町、そして住み続けたいと思える町づくりに努めていかなければならないとの思いを強くしているところでございます。

終わりになりますが、議員各位におかれましては、本年開催された各定例会、臨時会に提案された各案件につきまして慎重審議の結果、その全てが議決、決定され、円滑な議会運営にご協力を賜りまして、心から深く感謝を申し上げます。次期でございます。

ことしも残り少なくなりましたが、どうか理事者の皆様、そして議員の皆様には健康に留意され、家族ともどもお元気で新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、ご挨拶といたします。1年間、本当にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で平成29年第4回上砂川町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでございました。

（閉会 午前11時15分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議	長	大	内	兆	春		
署	名	議	員	数	馬	尚	
署	名	議	員	堀	内	哲	夫